

文教福祉委員会

令和6年2月26日

1 議案審査

- (1) 議案第9号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第10号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第11号 千代田区介護保険条例の一部を改正する条例 【資料】
- (4) 議案第12号 千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (5) 議案第13号 千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (6) 議案第15号 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例 【資料】
- (7) 議案第18号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について 【資料】

2 報告事項

【こども部】

- (1) 九段中等教育学校（後期課程）の授業料実質無償化について 【資料】
- (2) 九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金支給事業について 【資料】
- (2) 食品放射性物質検査の終了について 【資料】

3 国内（管内）行政調査について

4 その他

千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）により、国において書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制について、順次点検・見直しが行われている。

今般、フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、手続きのオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるようにすること、及び標識等について書面の掲示等を義務付けている規制について、当該掲示に加えて、その内容を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことなどの見直し方針が示された。

この方針を受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「基準」という。）が改正されたことにより、千代田区保育施設等運営基準条例（平成 26 年千代田区条例第 19 号。以下「条例」という。）について必要な規定整備を行う。

2 改正内容

- (1) 施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、「インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨」を加える。
（基準第 23 条、条例第 23 条関係）
- (2) 磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定について、媒体に種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。
（基準第 62 条第 2 項第 2 号、条例第 70 条第 2 項第 2 号関係）

3 施行期日

公布の日。ただし、(1)の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別添 1 のとおり

5 参考資料

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の交付について（抄）
別添 2 のとおり

新旧対照表（抄）

○千代田区保育施設等運営基準条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（<u>揭示等</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、<u>当該特定教育・保育施設の見やすい場所に揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し</u>なければならない。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第70条（現行に同じ）</p> <p>2 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に規定するところにより、教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等を利用する保護者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等及び認証保育所等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>（1）電子情報処理組織を使用する方法のうち ア又はイに掲げるもの ア及びイ（現行に同じ）</p> <p>（2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3から6まで（現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。ただし、<u>第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（<u>揭示</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、<u>当該特定教育・保育施設の見やすい場所に</u>、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示</u>しなければならない。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第70条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に規定するところにより、教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等を利用する保護者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等及び認証保育所等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>（1）電子情報処理組織を使用する方法のうち ア又はイに掲げるもの ア及びイ（略）</p> <p>（2）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3から6まで（略）</p>

こ 成 保 2 1 2
令和 5 年 12 月 27 日

各

都 道 府 県 知 事
市 区 町 村 長

 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について

令和 5 年 12 月 26 日、「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和 5 年内閣府令第 86 号。以下「改正府令」という。)が別添 1 のとおり公布され、母体保護法施行規則(昭和 27 年厚生省令第 32 号。以下「母体保護規則」)、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「子子規則」という。)についてもその一部が改正されたところです。

改正府令の改正の趣旨及び内容(成育局関係部分に限る。)は下記のとおりですので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知を図られますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会(以下「臨調」という。)決定)において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検・見直しをすることとされ、令和 4 年 12 月末の第 6 回臨調において公表された工程表に基づき、順次見直しが行われている。

当該工程表では、

- ・現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、手続のオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直しを行うこと
- ・標識等について書面の掲示等を義務付けている規制について、当該掲示に加

えて、その内容を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう見直しを行うこと
といった見直し方針が示されたところ。

これを踏まえ、母体保護規則、運営基準、子規則について、所要の改正を行うもの。

第2 改正の内容

(1) 母体保護法施行規則の一部改正（第1条関係）

母体保護規則第29条から第32条まででは、母体保護規則第9条に規定する受胎実地指導員の指定に係る都道府県知事への申請及び母体保護規則第27条第1項に規定する不妊手術又は人工妊娠中絶の都道府県知事への届出（以下「届出等」という。）について、フレキシブルディスクの提出による手続が可能であること及び手続にあたり必要な事項について規定しているところ、これらの規定について、フレキシブルディスク以外の「電磁的記録媒体」による提出も可能とするための改正を行う（母体保護規則第29条から第32条まで関係）。

なお、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）第2条による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第10条第2号の改正に伴い、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法以外の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているものについて、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法で行うことができることとされ、母体保護規則に規定する届出等についても同様に当該電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされた。

なお、当該電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は内閣府の所管する子ども家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和5年内閣府令第39号）及び電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和5年子ども家庭庁告示第1号）に規定された電子情報処理組織を使用する方法等により行う必要があり、詳細な方法等については同規則及び同告示を参照されたい。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（第2条関係）

運営基準第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする（運営基準第23条関係）。

運営基準第62条に規定する、磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使

用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとする（運営基準第 62 条関係）。

なお、特定教育・保育施設等については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 58 条の規定に基づき、都道府県は、利用者の選択に資する特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報（教育・保育情報）について、当該施設等から報告を受け、その後、報告された内容を公表しなければならないこととされている。この公表については、別添 2 の「子ども・子育て支援情報公表システム運用開始について（特定教育・保育施設等）」（令和 2 年 5 月 29 日付け事務連絡）においてお示しの通り、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を利用して都道府県が情報公表を実施した場合には、法第 58 条の規定に基づき、情報公表を実施したものとみなされる。

運営基準第 23 条の規定に基づく、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の掲示については、法第 58 条の規定に基づく公表の対象とされている事項と同旨の事項の掲示を求めるものであることから、本システムを利用して都道府県が情報公表を実施した場合には、改正後の運営基準第 23 条の規定に基づく掲示をしたものとみなされる。

(3) 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正（第 3 条関係）

子子規則第 1 条第 1 号へ(22)に規定する認可外保育施設における保育サービスの内容の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする（子子規則第 1 条第 1 号へ(22) 関係）。

なお、公衆の閲覧に供する際の具体的な方法については、別添 3 の「「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正等に伴う子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）の改修予定について」（令和 5 年 12 月 18 日付け事務連絡）においてお示ししたとおり、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）への掲載とすることとしており、必要事項を登録できるよう、同システムを改修予定である。

第 3 施行期日

改正府令は、公布の日（令和 5 年 12 月 26 日）から施行すること。（ただし、改正府令第 2 条中運営基準第 23 条の改正規定及び第 3 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。）

【添付資料】

(別添1) 官報「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和5年内閣府令第86号)

(別添2) 「子ども・子育て支援情報システム運用開始について(特定教育・保育施設等)」(令和2年5月29日付け事務連絡)

(別添3) 「「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正等に伴う子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)の改修予定について」(令和5年12月18日付け事務連絡)

(別添4) 子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

保健福祉部 保険年金課

1 概要

国民健康保険事業の安定的運営のため、令和6年度国民健康保険料率の改定等を行う。

- ・保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正
- ・保険料（均等割）減額措置対象者の拡大
- ・退職者医療制度の廃止

2 改正内容

(1) 保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正

(第15条の4、12、16、第16条の4、第19条の2、4、5)

●医療分・後期高齢者支援金分

		令和5年度			令和6年度			(対前年度比)
保険料率		医療分	支援金分	医療+支援金	医療分	支援金分	医療+支援金	
	所得割率	7.30%	1.98%	9.28%	7.63%	2.74%	10.37%	(+1.09P)
均等割額	38,700円	12,700円	51,400円	45,400円	15,000円	60,400円	(+9,000円)	
賦課割合 (所得割:均等割)	72:28	70:30	—	68:32	70:30	—		
賦課限度額	65万円	22万円	87万円	65万円	24万円	89万円	(+2万円)	

●介護納付金分(40~64歳の方)

		令和5年度	令和6年度	(対前年度比)
保険料率	所得割率	1.44%	1.64%	(+0.20P)
	均等割額	16,100円	16,200円	(+100円)
賦課割合 (所得割:均等割)		64:36	64:36	
賦課限度額		17万円	17万円	(±0万円)

(2) 保険料（均等割）減額措置対象者の拡大（第19条の2）

減額区分	改正前	改正後
5割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(29万円×被保険者数) 以下の世帯	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(29.5万円×被保険者数) 以下の世帯
2割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(53.5万円×被保険者数) 以下の世帯	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(54.5万円×被保険者数) 以下の世帯

(3) 退職者医療制度の廃止

(第 14 条の 3、4、第 15 条、第 15 条の 4～第 15 条の 16)

退職者医療制度は、会社等に長く勤めていた人が会社等の健康保険から国民健康保険へ移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑えるために作られた制度で平成 20 年度に前期高齢者医療制度が創設されたことに伴い廃止されたが、平成 26 年度までに新たに適用された者が 65 歳に達するまでの間、経過措置が設けられている。しかし、対象者の激減に伴い保険者間の財政調整効果がほぼ無くなっている一方、保険者等の事務コストが継続しているため、国民健康保険法令和 6 年 4 月 1 日施行にて当制度は前倒しで廃止されることとなった。

それに伴い、区国民健康保険条例においても退職者医療制度の廃止およびそれに係る規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 経過措置

改正後の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新旧対照表

○千代田区国民健康保険条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（基礎賦課総額）</p>	<p>（<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>）</p>
<p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>第14条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）</u>に係る基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>
<p>（1）当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p>	<p>（1）当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額</p>
<p>イ 国民健康保険事業費納付金（<u>法附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p>	<p>イ 国民健康保険事業費納付金（<u>法附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係る<u>ものに限り、都</u>の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p>
<p>ウ～オ （現行に同じ）</p>	<p>ウ～オ （略）</p>
<p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額</p>	<p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費</u>）</p>

及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア (現行に同じ)

- イ 法附則第7条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(基礎賦課額)

第14条の4 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(基礎賦課額所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算され

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア (略)

- イ 法附則第22条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第14条の4 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算

る所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。））に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。））に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」と

される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。））に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。））に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金

<p>いう。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (現行に同じ) (基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.63</u> (基礎賦課総額の<u>100分の68</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万5,400円</u> (基礎賦課総額の<u>100分の32</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略) (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 <u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.30</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の72</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,700円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の28</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</p>
<p><u>第15条の5 削除</u></p>	<p><u>第15条の5 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</u> (退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>
<p><u>第15条の6 削除</u></p>	<p><u>第15条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> (退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</p>
<p><u>第15条の7 削除</u></p> <p>(基礎賦課限度額)</p>	<p><u>第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4の規定により算定した額と同額とする。</u> (基礎賦課限度額)</p>
<p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4及び第19条の5において同じ。)は、65万円を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>
<p>第15条の9 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額 (第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課</p>	<p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により後期高</p>

額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.74(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の70に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金

額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.98(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の70に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法に

額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万5,000円 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13 削除

第15条の14 削除

第15条の15 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2及び第19条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の

より補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万2,700円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の13 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の15 第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の12の規定により算定した額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4及び第19条の5において同じ。)は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2及び第19条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の

納付に要する費用に係るものに限る。)の額
イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第16条の2～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.64(介護納付金賦課総額の100分の64に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,200円(介護納付金賦課総額の100分の36に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行ふ。

納付に要する費用に係るものに限る。)の額
イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第16条の2～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.44(介護納付金賦課総額の100分の64に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,100円(介護納付金賦課総額の100分の36に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者に係る保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (現行に同じ)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3万1,780円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万500円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,340円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被

月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者に係る保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万7,090円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,890円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,270円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被

保険者1人について 2万2,700円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,500円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,100円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 54万5,000円 に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,080円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,000円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,240円

(未就学児に係る保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,810円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,350円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万2,700円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険

保険者1人について 1万9,350円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,350円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,050円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 53万5,000円 に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,740円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,540円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,220円

(未就学児に係る保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,805円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,675円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万5,480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万9,350円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険

- 者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,250円
- イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,750円
- ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,500円

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該定める額)とする。

- (1) (現行に同じ)
- (2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号アに定める額を減額した世帯
- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 1,135円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 2,270円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 3,405円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 4,540円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 5,675円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 6,810円
- イ 第19条の2第2号アに定める額を減額した世帯
- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間の

- 者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,905円
- イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,175円
- ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,080円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,350円

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該定める額)とする。

- (1) (略)
- (2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号アに定める額を減額した世帯
- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 968円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 1,935円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 2,903円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 3,870円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 4,838円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 5,805円
- イ 第19条の2第2号アに定める額を減額した世帯
- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間の

- うち当該年度に属する月数が1月の場合
1,892円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
3,784円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
5,675円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
7,567円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
9,459円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
1万1,350円
- ウ 第19条の2第3号アに定める額を減額した世帯
 - (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
3,027円
 - (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
6,054円
 - (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
9,080円
 - (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
1万2,107円
 - (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
1万5,134円
 - (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
1万8,160円
- エ アからウまでに定める世帯以外の世帯
 - (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
3,784円
 - (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
7,567円
 - (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
1万1,350円
 - (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
1万5,134円
 - (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
1万8,160円

- うち当該年度に属する月数が1月の場合
1,613円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
3,225円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
4,838円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
6,450円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
8,063円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
9,675円
- ウ 第19条の2第3号アに定める額を減額した世帯
 - (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
2,580円
 - (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
5,160円
 - (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
7,740円
 - (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
10,320円
 - (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
12,900円
 - (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
15,480円
- エ アからウまでに定める世帯以外の世帯
 - (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
3,225円
 - (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
6,450円
 - (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
9,675円
 - (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
12,900円
 - (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
16,134円

うち当該年度に属する月数が5月の場合
1万8,917円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
2万2,700円

(3) (現行に同じ)

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
375円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
750円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
1,125円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
1,500円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
1,875円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
2,250円

イ 第19条の2第2号イに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
625円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
1,250円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
1,875円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
2,500円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
3,125円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
3,750円

ウ 第19条の2第3号イに定める額を減額し

うち当該年度に属する月数が5月の場合
16,125円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
19,350円

(3) (略)

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
318円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
635円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
953円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
1,270円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
1,588円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
1,905円

イ 第19条の2第2号イに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
530円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
1,059円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
1,588円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
2,117円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
2,646円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
3,175円

ウ 第19条の2第3号イに定める額を減額し

た世帯

- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
1,000円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
2,000円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
3,000円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
4,000円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
5,000円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
6,000円

エ アからウまでに定める世帯以外の世帯

- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
1,250円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
2,500円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
3,750円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
5,000円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
6,250円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
7,500円

(5) (現行に同じ)

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号ウに定める額を減額した世帯

- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
405円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
810円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間の

た世帯

- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
847円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
1,694円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
2,540円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
3,387円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
4,234円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
5,080円

エ アからウまでに定める世帯以外の世帯

- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
1,059円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
2,117円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
3,175円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
4,234円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
5,292円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
6,350円

(5) (略)

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号ウに定める額を減額した世帯

- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
403円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
805円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間の

- エ アからウまでに定める世帯以外の世帯
- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
1,350円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
2,700円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
4,050円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
5,400円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
6,750円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
8,100円

2 前項各号に定めるところにより算出した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千代田区国民健康保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- エ アからウまでに定める世帯以外の世帯
- (ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
1,342円
- (イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
2,684円
- (ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
4,025円
- (エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
5,367円
- (オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
6,709円
- (カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
8,050円

2 前項の規定により算出した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。

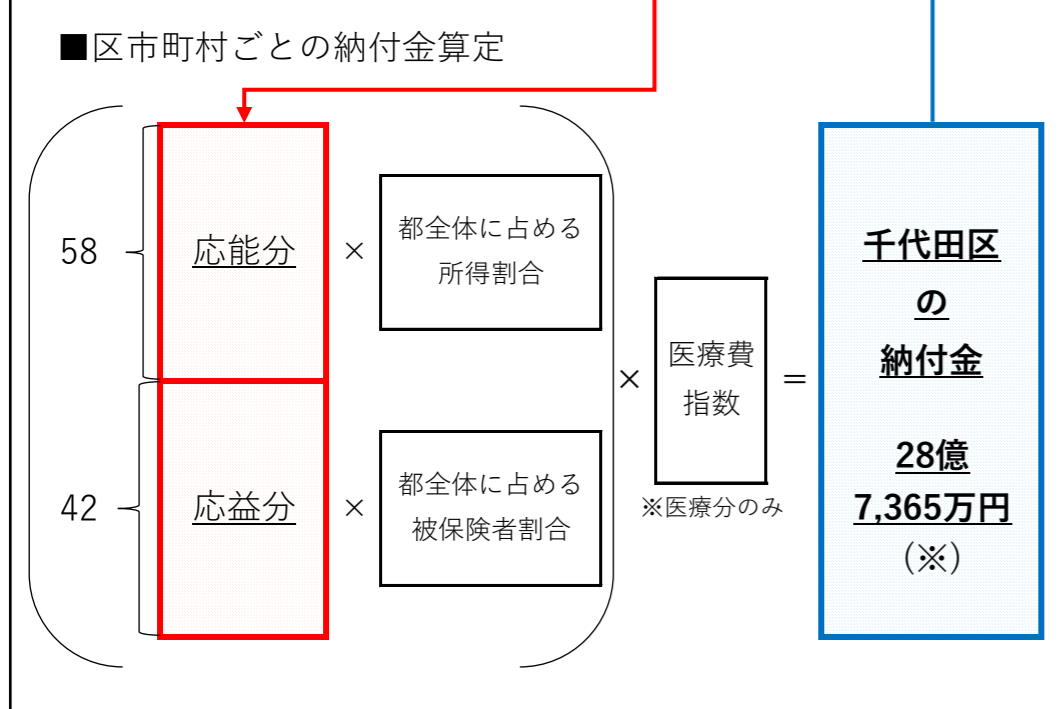
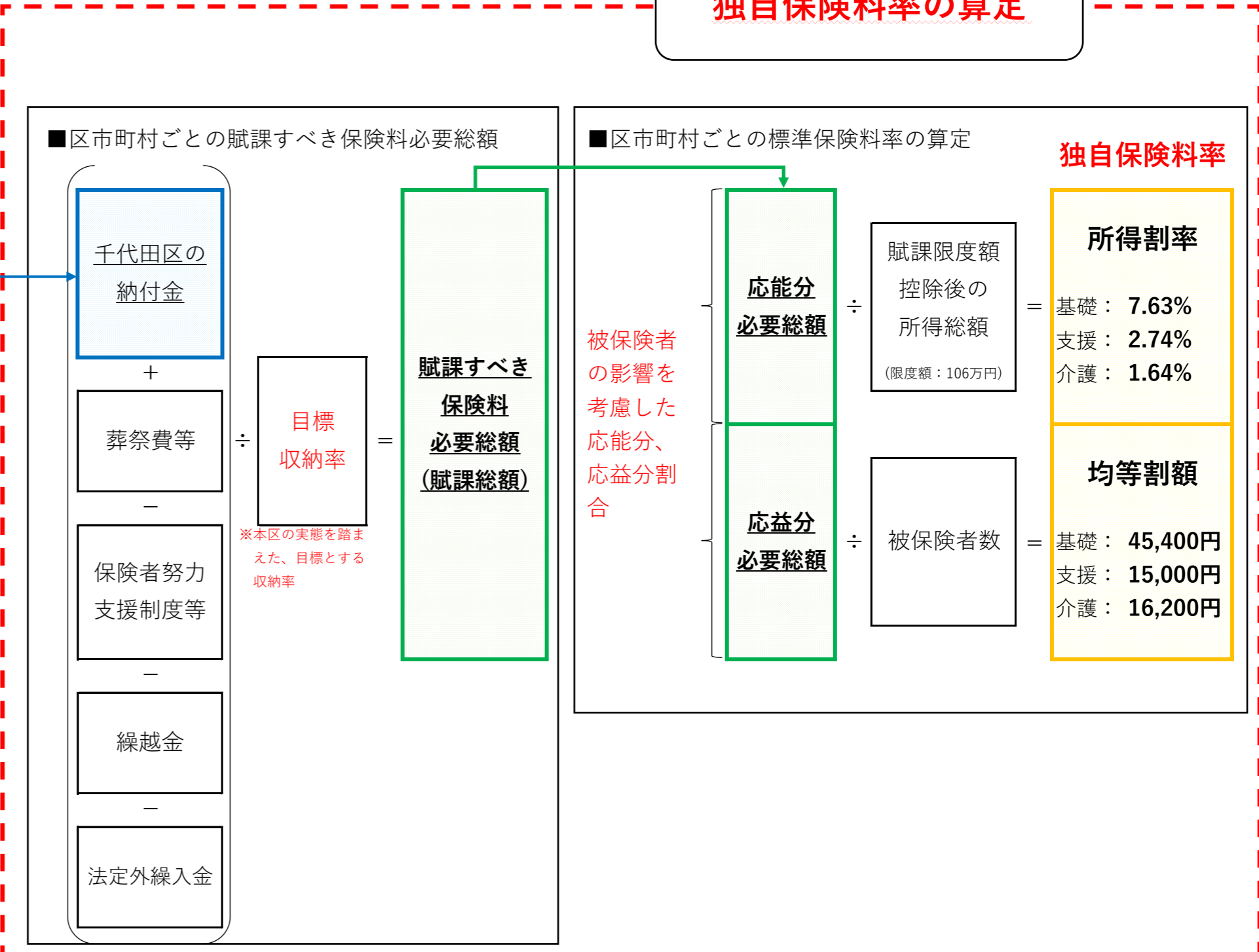
令和6年度 千代田区独自の国民健康保険料の算定方法

参考資料

■都の納付金必要額

医療費 8,213 億円	国・都 公費	前期高齢者 交付金	納付金 必要額 4,660 億円	
後期支援金 1,765 億円		3,661 億円		2,324 億円
介護納付金 667 億円				
合計 10,645 億円				

独自保険料率の算定



※ 調整係数、激変緩和額を算定後
 なお、調整係数とは各区市町村の納付額の総額を都道府県の総額に合わせるための係数

【参考】 令和5年度 の保険料率 (限度額：104万円)

基礎分		支援金分		介護分	
所得割	7.30%	所得割	1.98%	所得割	1.44%
均等割額	38,700円	均等割額	12,700円	均等割額	16,100円

千代田区介護保険条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間において、第1号被保険者の介護保険料を定める必要があること及び介護保険法等の改正に伴い、必要な規定を整備する。

2. 改正の内容

(1) 保険料基準額

改正後：月額5,600円（年額67,200円）

改正前：月額5,400円（年額64,800円）

(2) 介護保険段階区分の改定

国の標準的な段階区分の改定に伴い、千代田区の第9期計画における介護保険料段階区分について、第9段階以降を以下に見直す。

所得区分 (改正後)	本人の合計所得金額 (改正後)	割合	所得区分 (改正前)	本人の合計所得金額 (改正前)	割合
第9段階	320万円以上 420万円未満	×1.7	第9段階	320万円以上 500万円未満	×1.75
第10段階	420万円以上 520万円未満	×1.9			
第11段階	520万円以上 620万円未満	×2.1	第10段階	500万円以上 750万円未満	×2.0
第12段階	620万円以上 720万円未満	×2.3			
第13段階	720万円以上 850万円未満	×2.4			
第14段階	850万円以上 1000万円未満	×2.5	第11段階	750万円以上 1000万円未満	×2.3
第15段階	1000万円以上 1250万円未満	×2.6	第12段階	1000万円以上 1250万円未満	×2.6
第16段階	1250万円以上 1500万円未満	×2.9	第13段階	1250万円以上 1500万円未満	×2.9
第17段階	1500万円以上 2000万円未満	×3.2	第14段階	1500万円以上 2000万円未満	×3.2
第18段階	2000万円以上	×3.5	第15段階	2000万円以上	×3.5

(3) 料率(基準額に対する割合)の改定

国の標準的な所得段階区分の改定に伴い、料率（基準額に対する割合）の見直しに伴う規定整備を行う。

3. 施行期日 令和6年4月1日

4. 新旧対照表 別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区介護保険条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>第6章 保険料（第14条—第24条） （保険料率）</p> <p>第14条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万3,500円</u></p> <p>（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万2,500円</u></p> <p>（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万6,000円</u></p> <p>（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万400円</u></p> <p>（5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万7,200円</u></p> <p>（6） 次のいずれかに該当する者 <u>8万600円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、<u>第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>（7） 次のいずれかに該当する者 <u>8万7,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満</p>	<p>第6章 保険料（第14条—第24条） （保険料率）</p> <p>第14条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万2,600円</u></p> <p>（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万2,400円</u></p> <p>（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万5,300円</u></p> <p>（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万1,800円</u></p> <p>（5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万4,800円</u></p> <p>（6） 次のいずれかに該当する者 <u>7万4,500円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ <u>又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>（7） 次のいずれかに該当する者 <u>8万1,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満</p>

である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 10万800円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 11万4,200円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 12万7,600円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 14万1,000円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満

である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 9万7,200円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 11万3,400円

ア 合計所得金額が320万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 12万9,600円

ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 14万9,000円

ア 合計所得金額が750万円以上1,000万円未

である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 15万4,500

円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 16万1,200

円

ア 合計所得金額が720万円以上850万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 16万8,000

円

ア 合計所得金額が850万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 17万

4,700円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適

満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 16万8,400

円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 18万7,900

円

ア 合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 20万7,300

円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、に該当する者を除く。

用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 19万4,800円

ア 合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 21万5,000円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 23万5,200円

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第16条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とす

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 22万6,800円

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第16条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

<p>る。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>(中略)</p> <p><u>附則 (令和6年4月1日条例第●号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の千代田区介護保険条例 (以下「新条例」という。) 第14条の規定は、令和6年度の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(令和6年度から令和8年度までにおける保険料率の特例)</u></p> <p>3 <u>新条例第14条第1号の適用を受ける者の令和6年度から令和8年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず1万9,100円とする。</u></p>	<p>(中略)</p>

千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 目的

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する基準（平成18年
厚生省令第37号）の一部が改正され、規定が追加されたことに伴い、規定
を整備する必要があることから、必要な規定整備を行います。

2 規定整備の内容

- (1) 指定介護予防支援事業所に置くべき管理者、及び専門知識を有する職員
に関する基準の整備
- (2) 虐待防止の推進
- (3) テレビ電話等の活用による面接の簡素化
- (4) 重要事項のウェブサイトへの掲載

3 規定整備を行う条例

千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

4 施行期日 令和6年4月1日

5 新旧対照表 別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 平成27年3月4日条例第10号改正</p>	<p>○千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 平成27年3月4日条例第10号改正</p>
<p>平成30年3月23日条例第11号 令和3年3月26日条例第7号</p>	<p>平成30年3月23日条例第11号 令和3年3月26日条例第7号</p>
<p>第3章 人員に関する基準 (担当職員の員数)</p>	<p>第3章 人員に関する基準 (担当職員の員数)</p>
<p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p>	<p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p>
<p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> (管理者)</p>	<p>(新設)</p> <p>(管理者)</p>
<p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p>	<p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p>
<p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p>
<p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を</u></p>	<p>(新設)</p>

除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第4章 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～7 (略)
(利用料等の受領)

第13条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の規定による交通費の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の

(新設)

第4章 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～7 (略)
(利用料等の受領)

第13条 (略)

(新設)

(新設)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の

確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

(2)～(4) (略)

(揭示等)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(記録の整備)

第32条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (現行に同じ)

(3) 第18条の規定による区への通知に係る記録

(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

(2)～(4) (略)

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第32条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 第18条に規定する区への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の閲覧に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第24条第3項(改正後の千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第36条において準用する場合

を含む。)の規定は、適用しない。

千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 目的

- (1) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）第25条において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第38号）の一部が改正され、特定の記録媒体の使用を定める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、必要な規定整備を行います。
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部が改正され、居宅介護支援員一人当たりが担当できる利用者数の増、虐待防止の推進、テレビ電話等の活用による面接の簡素化、重要事項のウェブサイトへの掲載に関する規定が追加されたことに伴い、規定を整備する必要があることから、必要な規定整備を行います。

2 規定整備の内容

(1) 1(1)について

磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定について、媒体に種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。

(2) 1(2)について

- ① 居宅介護支援員一人当たりが担当できる利用者数の増
- ② 虐待防止の推進
- ③ テレビ電話等の活用による面接の簡素化
- ④ 重要事項のウェブサイトへの掲載

3 規定整備を行う条例

千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

4 施行期日

- (1) 1(1)については公布の日
- (2) 1(2)については令和6年4月1日

5 新旧対照表 別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
○千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 平成30年3月23日条例第13号 改正 令和3年3月26日条例 第8号 千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例	○千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 平成30年3月23日条例第13号 改正 令和3年3月26日条例 第8号 千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
第1章 基本方針等 （基本方針）	第1章 基本方針等 （基本方針）
第2条（略）	第2条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
5・6（略）	5・6（略）
第2章 人員に関する基準 （従業者の員数）	第2章 人員に関する基準 （従業者の員数）
第4条（略）	第4条（略）
2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該指定居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。	2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。
3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭	（新設）

和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一

(管理者)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

<p>の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</p>	
<p>4 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>
<p>8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p>
<p>9 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する</p>	<p>(新設)</p>

<p>行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>(2)の3 <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>(i) <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>(ii) <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>(iii) <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(16)～(28) (略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(30) (略)</p> <p><u>(揭示等)</u></p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用</p>	<p>(新設)</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>イ (略)</p> <p>(16)～(28) (略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) (略)</p> <p><u>(揭示)</u></p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用</p>
---	--

<p>申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、<u>原則として、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>第15条(2)の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第18条の規定による区市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（電磁的記録等）</u></p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条及び第15条第27号（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>第1号、第2号、第4号及び第5号の記録はその完結の日から2年間、第3号の記録はその完結の日から5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(3) <u>第18条に規定する区市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（電磁的記録等）</u></p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条及び第15条第27号（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p>
--	---

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項第2号及び第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の閲覧に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第24条第3項（改正後の千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第33条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

1 改正理由

- (1) お茶の水小学校の改築整備（1月末竣工、4月供用開始）にあたり、同校の目的外使用にかかる学校施設（プール含む）の範囲及び使用料を設定する。
 (2) 昌平小学校の和室を特別支援教室に用途変更したことにより、当該施設の使用料を削除する。

2 施行期日

令和6年7月1日から施行する。

3 改正内容

- (1) お茶の水小学校について、使用できる学校施設の範囲及び使用料を設定する。使用料の設定にあたっては、受益者負担の原則に基づきつつ、他の区立小・中学校の料金との整合性を考慮した。

・ プールを除く施設

施設・使用区分		使用料
体育館	昼間	4,000円
	夜間	5,800円
教室 (1室につき)	昼間	300円
	夜間	600円
校庭	昼間	1,300円
	夜間	3,000円



施設・使用区分		使用料
体育館	昼間	7,600円
	夜間	10,200円
教室 (1室につき)	昼間	900円
	夜間	1,100円
校庭	昼間	1,500円
	夜間	3,600円
多目的ホール	昼間	1,800円
	夜間	2,200円
会議室	昼間	600円
	夜間	700円
和室	昼間	600円
	夜間	700円
ランチルーム	昼間	1,200円
	夜間	1,700円
多目的室	昼間	600円
	夜間	700円

・ プール

対象者	使用料	
	区民	区民以外
大人		
小人		
団体（貸切）		



対象者	使用料	
	区民	区民以外
大人	400円	600円
小人	200円	300円
団体（貸切）	24,000円	

- (2) 昌平小学校について、下記のとおり使用料を削除する。

施設・使用区分		使用料
和室	昼間	600円
	夜間	700円



施設・使用区分		使用料
和室	昼間	
	夜間	

新旧対照表（抄）

○千代田区立学校施設使用条例

新（改正後）										旧（現行）																																																																																																																																																																																				
<p><u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 改正後の別表第2に規定するお茶の水小学校の施設の使用について必要な手続は、この条例の施行の前日にこれを行うことができる。</p> <p>別表第1（第2条、第5条関係） 番町小学校の学校施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間（1使用単位当たり）</th> <th>夜間</th> <th>昼間（1使用単位当たり）</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館、講堂</td> <td>4,000円</td> <td>5,800円</td> <td>4,000円</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>教室（1室につき）</td> <td>300円</td> <td>600円</td> <td>300円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>校庭</td> <td>1,300円</td> <td>3,000円</td> <td>1,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表及び次表において「使用単位」とは、午前（午前9時から正午まで）又は午後（午後1時から午後5時まで）の時間区分をいう。</p> <p>別表第2（第2条、第5条関係） 翹町小学校、九段小学校、富士見小学校、お茶の水小学校、千代田小学校、昌平小学校、和泉小学校、翹町中学校及び神田一橋中学校の学校施設使用料</p> <p>1 プールを除く施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設・使用区分</th> <th rowspan="2">学校名</th> <th colspan="9">使用料</th> </tr> <tr> <th>翹町小学校</th> <th>九段小学校</th> <th>富士見小学校</th> <th>お茶の水小学校</th> <th>千代田小学校</th> <th>昌平小学校</th> <th>和泉小学校</th> <th>翹町中学校</th> <th>神田一橋中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>昼間</td> <td>4,800円</td> <td>7,000円</td> <td>7,000円</td> <td>7,600円</td> <td>4,800円</td> <td>4,800円</td> <td>4,000円</td> <td>7,000円</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>6,900円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>10,200円</td> <td>6,900円</td> <td>6,900円</td> <td>5,800円</td> <td>10,000円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">武道場</td> <td>昼間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,800円</td> <td>5,800円</td> </tr> </tbody> </table>										施設	使用区分		使用料		昼間（1使用単位当たり）	夜間	昼間（1使用単位当たり）	夜間	体育館、講堂	4,000円	5,800円	4,000円	5,800円	教室（1室につき）	300円	600円	300円	600円	校庭	1,300円	3,000円	1,300円	3,000円	施設・使用区分	学校名	使用料									翹町小学校	九段小学校	富士見小学校	お茶の水小学校	千代田小学校	昌平小学校	和泉小学校	翹町中学校	神田一橋中学校	体育館	昼間	4,800円	7,000円	7,000円	7,600円	4,800円	4,800円	4,000円	7,000円	4,800円	夜間	6,900円	10,000円	10,000円	10,200円	6,900円	6,900円	5,800円	10,000円	6,900円	武道場	昼間								4,000円	4,000円	夜								5,800円	5,800円	<p>別表第1（第2条、第5条関係） 番町小学校及びお茶の水小学校の学校施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間（1使用単位当たり）</th> <th>夜間</th> <th>昼間（1使用単位当たり）</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館、講堂</td> <td>4,000円</td> <td>5,800円</td> <td>4,000円</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>教室（1室につき）</td> <td>300円</td> <td>600円</td> <td>300円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>校庭</td> <td>1,300円</td> <td>3,000円</td> <td>1,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条、第5条関係） 翹町小学校、九段小学校、富士見小学校、千代田小学校、昌平小学校、和泉小学校、翹町中学校及び神田一橋中学校の学校施設使用料</p> <p>1 プールを除く施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設・使用区分</th> <th rowspan="2">学校名</th> <th colspan="9">使用料</th> </tr> <tr> <th>翹町小学校</th> <th>九段小学校</th> <th>富士見小学校</th> <th>千代田小学校</th> <th>昌平小学校</th> <th>和泉小学校</th> <th>翹町中学校</th> <th>神田一橋中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>昼間</td> <td>4,800円</td> <td>7,000円</td> <td>7,000円</td> <td>7,000円</td> <td>4,800円</td> <td>4,800円</td> <td>4,000円</td> <td>7,000円</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>6,900円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>6,900円</td> <td>6,900円</td> <td>5,800円</td> <td>10,000円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">武道場</td> <td>昼間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,800円</td> <td>5,800円</td> </tr> </tbody> </table>										施設	使用区分		使用料		昼間（1使用単位当たり）	夜間	昼間（1使用単位当たり）	夜間	体育館、講堂	4,000円	5,800円	4,000円	5,800円	教室（1室につき）	300円	600円	300円	600円	校庭	1,300円	3,000円	1,300円	3,000円	施設・使用区分	学校名	使用料									翹町小学校	九段小学校	富士見小学校	千代田小学校	昌平小学校	和泉小学校	翹町中学校	神田一橋中学校	体育館	昼間	4,800円	7,000円	7,000円	7,000円	4,800円	4,800円	4,000円	7,000円	4,800円	夜間	6,900円	10,000円	10,000円	10,000円	6,900円	6,900円	5,800円	10,000円	6,900円	武道場	昼間								4,000円	4,000円	夜								5,800円	5,800円
施設	使用区分		使用料																																																																																																																																																																																											
	昼間（1使用単位当たり）	夜間	昼間（1使用単位当たり）	夜間																																																																																																																																																																																										
体育館、講堂	4,000円	5,800円	4,000円	5,800円																																																																																																																																																																																										
教室（1室につき）	300円	600円	300円	600円																																																																																																																																																																																										
校庭	1,300円	3,000円	1,300円	3,000円																																																																																																																																																																																										
施設・使用区分	学校名	使用料																																																																																																																																																																																												
		翹町小学校	九段小学校	富士見小学校	お茶の水小学校	千代田小学校	昌平小学校	和泉小学校	翹町中学校	神田一橋中学校																																																																																																																																																																																				
体育館	昼間	4,800円	7,000円	7,000円	7,600円	4,800円	4,800円	4,000円	7,000円	4,800円																																																																																																																																																																																				
	夜間	6,900円	10,000円	10,000円	10,200円	6,900円	6,900円	5,800円	10,000円	6,900円																																																																																																																																																																																				
武道場	昼間								4,000円	4,000円																																																																																																																																																																																				
	夜								5,800円	5,800円																																																																																																																																																																																				
施設	使用区分		使用料																																																																																																																																																																																											
	昼間（1使用単位当たり）	夜間	昼間（1使用単位当たり）	夜間																																																																																																																																																																																										
体育館、講堂	4,000円	5,800円	4,000円	5,800円																																																																																																																																																																																										
教室（1室につき）	300円	600円	300円	600円																																																																																																																																																																																										
校庭	1,300円	3,000円	1,300円	3,000円																																																																																																																																																																																										
施設・使用区分	学校名	使用料																																																																																																																																																																																												
		翹町小学校	九段小学校	富士見小学校	千代田小学校	昌平小学校	和泉小学校	翹町中学校	神田一橋中学校																																																																																																																																																																																					
体育館	昼間	4,800円	7,000円	7,000円	7,000円	4,800円	4,800円	4,000円	7,000円	4,800円																																																																																																																																																																																				
	夜間	6,900円	10,000円	10,000円	10,000円	6,900円	6,900円	5,800円	10,000円	6,900円																																																																																																																																																																																				
武道場	昼間								4,000円	4,000円																																																																																																																																																																																				
	夜								5,800円	5,800円																																																																																																																																																																																				

	間								00 円	00 円
多目的ホール	昼間			900 円	<u>1,800</u> 円	2,300 円	3,400 円			2,300 円
	夜間			1,100 円	<u>2,200</u> 円	2,900 円	4,300 円			2,900 円
会議室	昼間			900 円	<u>600</u> 円	600 円	900 円		900 円	900 円
	夜間			1,100 円	<u>700</u> 円	700 円	1,100 円		1,100 円	1,100 円
和室	昼間				<u>600</u> 円	600 円			600 円	1,200 円
	夜間				<u>700</u> 円	700 円			700 円	1,400 円
ランチルーム	昼間	4,800 円	1,200 円	2,400 円	<u>1,200</u> 円				2,400 円	
	夜間	6,900 円	1,700 円	3,400 円	<u>1,700</u> 円				3,400 円	
多目的室	昼間				<u>600</u> 円					
	夜間				<u>700</u> 円					
教室(1室につき)	昼間	900 円	900 円	900 円	<u>900</u> 円	900 円	900 円	700 円	900 円	900 円
	夜間	1,100 円	1,100 円	1,100 円	<u>1,100</u> 円	1,100 円	1,100 円	900 円	1,100 円	1,100 円
合同教室	昼間								4,000 円	
	夜間								5,800 円	
校庭	昼間	1,300 円	1,300 円	1,300 円	<u>1,500</u> 円	1,300 円	2,100 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
	夜間	3,000 円	3,000 円	3,000 円	<u>3,600</u> 円	3,000 円	4,800 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
駐車場						30分につき				

	間									0円	0円
多目的ホール	昼間			900 円	2,300 円	3,400 円					2,300 円
	夜間			1,100 円	2,900 円	4,300 円					2,900 円
会議室	昼間			900 円	600 円	900 円			900 円	900 円	
	夜間			1,100 円	700 円	1,100 円			1,100 円	1,100 円	
和室	昼間				600 円	<u>600</u> 円			600 円	1,200 円	
	夜間				700 円	<u>700</u> 円			700 円	1,400 円	
ランチルーム	昼間	4,800 円	1,200 円	2,400 円					2,400 円		
	夜間	6,900 円	1,700 円	3,400 円					3,400 円		
教室(1室につき)	昼間	900 円	900 円	900 円	900 円	900 円	700 円	900 円	900 円	900 円	
	夜間	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	900 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	
合同教室	昼間								4,000 円		
	夜間								5,800 円		
校庭	昼間	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	2,100 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	
	夜間	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	4,800 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	
駐車場						30分につき					

					き					
					200					
					円					

備考 昼間の使用料は、1使用単位当たりの額とする。

2 プール

対象者		使用料			
		区民		区民以外	
個人	大人(高校生以上)	400円	600円	400円	600円
	小人(中学生以下)	200円	300円	200円	300円
団体(貸切)		24,000円		21,000円	

備考

- 1 プール使用料の単位時間は、2時間とする。
- 2 「区民」とは、千代田区内に住所を有する者をいう。

					円					
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

備考 昼間の使用料は、1使用単位当たりの額とする。

2 プール

対象者		使用料			
		区民		区民以外	
個人	大人(高校生以上)	400円	600円	400円	600円
	小人(中学生以下)	200円	300円	200円	300円
団体(貸切)		24,000円		21,000円	

備考

- 1 プール使用料の単位時間は、2時間とする。
- 2 「区民」とは、千代田区内に住所を有する者をいう。

学校施設使用料

お茶の水小学校【新旧】の比較

竣工⇒		旧お茶の水小学校		お茶の水小学校	
		昭和48年		令和6年1月	
		面積	使用料	面積	使用料
体 育 館	午前	331m ²	2,300	862m ²	5,400
	午後		4,000		7,600
	夜間		5,800		10,200
多 目 的 ホ ー ル	午前			136m ²	1,200
	午後				1,800
	夜間				2,200
会 議 室	午前			52m ²	400
	午後				600
	夜間				700
ラ ン チ ル ー ム	午前			90m ²	900
	午後				1,200
	夜間				1,700
教 室	午前	61m ²	200	71m ²	600
	午後		300		900
	夜間		600		1,100
校 庭	午前	1914m ²	900	2080m ²	1,000
	午後		1,300		1,500
	夜間		3,000		3,600

*面積はいずれも「約」

※体育館は昭和40年

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

1 概 要

令和 6・7 年度の後期高齢者医療の保険料の改定に際し、保険料の軽減に係る経費を引き続き各区市町村の一般財源から負担金として支弁するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する。

2 内 容

(1) 保険料率・賦課限度額

区分		令和 4・5 年度	令和 6・7 年度	増減
均等割額		46,400 円	47,300 円	900 円増
所得割率	激変緩和有※	9.49%	8.78%	0.71Pt 減
	激変緩和無		9.67%	0.18Pt 増
限度額	令和 6 年度	66 万円	73 万円	7 万円増
	令和 7 年度		80 万円	14 万円増

※令和 6 年度のみ賦課のもととなる所得金額 5 8 万円以下の方が対象

(2) 広域連合が実施する保険料抑制策（金額は令和 6・7 年度の合計）

- ① 区市町村による特別対策等の継続 2 1 9 億円
→令和 6・7 年度も継続するにあたり、規約の変更を要する。
- ② 剰余金の充当 2 6 0 億円

(3) 規約変更の内容

令和 6・7 年度の 2 年間についても、以下の項目に係る区市町村の負担割合を 1 0 0 %とする旨を規約の附則に定める。（それに伴う千代田区の令和 6 年度の負担額は、約 4 5, 0 0 0 千円の見込みである。）

- ① 審査支払手数料相当額
- ② 財政安定化基金拠出金相当額
- ③ 保険料未収金補填分相当額
- ④ 保険料所得割額減額分相当額
- ⑤ 葬祭費相当額

(4) 令和 6・7 年度保険料における抑制策の効果

区 分		政令本則に基づく試算	抑制策実施後	差
均等割額		49,600 円	47,300 円	▲2,300 円
所得割率	激変緩和有※ 1	9.38%	8.78%	▲0.60Pt
	激変緩和無	10.29%	9.67%	▲0.62Pt
一人当たり 平均保険料額※ 2	令和 6 年度	115,511 円	110,156 円	▲5,355 円
	令和 7 年度	118,062 円	112,535 円	▲5,527 円

※ 1 令和 6 年度のみ賦課のもととなる所得金額 5 8 万円以下の方が対象

※ 2 一人当たり平均保険料は、広域連合試算による東京都全体の平均値

3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日

4 新旧対照表 別紙のとおり

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント																

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則（令和6年3月29日東京都知事届出）

（施行期日）

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

九段中等教育学校（後期課程）の授業料実質無償化について

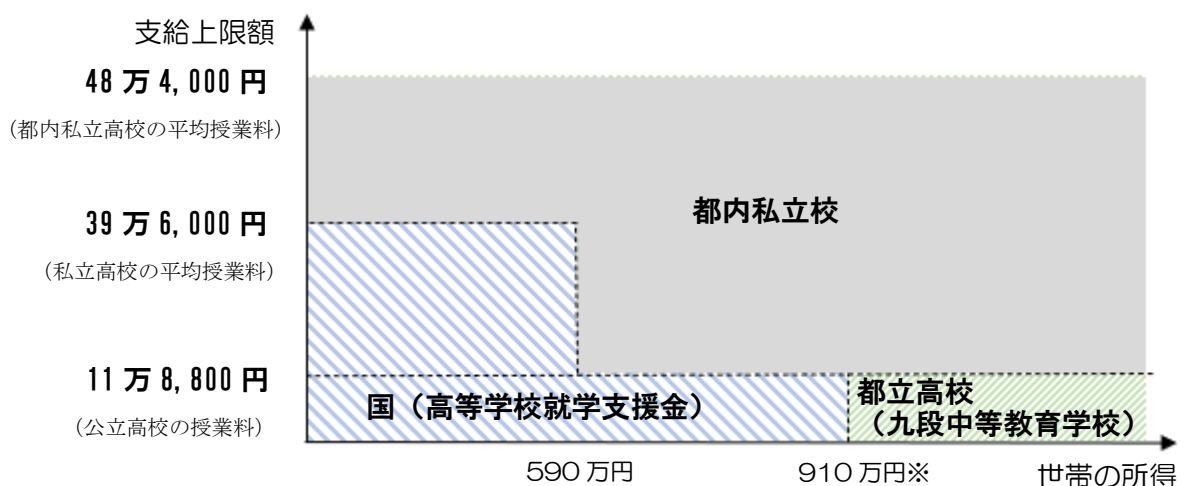
1 経緯

令和6年1月26日、東京都の令和6年度予算案が発表され、都立の高等学校・特別支援学校において所得制限を撤廃し、授業料の実質無償化が公表された。

また、私立高校等に対しても、授業料の実質無償化が公表されたが、区立や国立の高等学校等は対象外とされたため、区立九段中等教育学校（後期課程）の授業料も同様に実質無償化を行う。

2 内容

国の「高等学校等就学支援金」の支給対象とならない世帯について、九段中等教育学校（後期課程のみ）の授業料、年額118,800円を免除する。



※保護者等の課税所得の合計額≒年収910万円目安

(両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安)

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年4月 授業料無償化の開始

九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について

区立中高一貫教育校の九段中等教育学校は、令和6年度入学者決定のための適性検査を実施し、本年1月17日・18日に応募のあった610人のうち、548人が受検した（受検率89.8%、前年受検率91.4%）。

- 1 検査日
令和6年2月3日（土） 午前9時開始、午後0時15分終了
- 2 会場
九段中等教育学校（九段校舎・富士見校舎）
- 3 受検者数
区分A（千代田区民）
159人（募集人員80人） 受検倍率 1.99倍
区分B（千代田区民以外の都民）
389人（募集人員80人） 受検倍率 4.86倍
- 4 合格発表
2月9日（金）8：00 学校HP掲載、9：00 九段校舎に掲示
- 5 今後のスケジュール
 - ・ 3月9日（土）14：00 新入生ガイダンス
 - ・ 4月8日（月）10：30 入学式
- 6 受検状況

令和6年度

区分	募集人員(a)	応募人員	受検者数(b)	受検倍率(b/a)	合格者数
A	80	177	159	1.99	80
B	80	433	389	4.86	80
合計	160	610	548		160

※ 2月15日に予定していた追検査の受検希望者は、おりませんでした。

令和5年度

区分	募集人員(a)			応募人員			受検者数(b)			受検倍率(b/a)			合格者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	40	40	80	104	104	208	95	91	186	2.38	2.28	2.33	40	40	80
B	40	40	80	177	230	407	157	219	376	3.93	5.48	4.70	40	40	80
合計	80	80	160	281	334	615	252	310	562				80	80	160
特例A	/			/		0	/		0	/			/		
特例B	/		1	/		3	/		3	/		3.00	1	0	1

千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金支給事業について

1 概要

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割りのみ課税世帯への給付の加算として、「千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(追加分)」の給付対象世帯のうち、18歳以下(18歳に達する日以降最初の3月31日まで)の児童^{*}を扶養している世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給する事業である。

※令和6年5月31日までに生まれた児童を対象とする。

2 内容

対象世帯	給付額	想定世帯数	想定子ども数
千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(追加分)の支給対象世帯で、かつ18歳以下の児童を扶養している世帯	児童1人当たり 5万円	500世帯	750人

3 給付方法

(1)通知型
前回の7万円給付を受けた世帯であって、18歳以下の児童を扶養していることが確認できる世帯については、通知書を送付し、前回と同じ口座へ振込
(2)プッシュ型
前回の7万円給付を受けた世帯であって、18歳以下の児童を扶養していることが確認できない世帯については、案内書を送付し、口座番号などを記載した確認書を返送してもらい指定の口座に振込
(3)申請型
以下の世帯については、支給要件を満たす書類を添付させる申請書による給付 ①基準日(令和5年12月1日)時点で別世帯だが扶養している児童がいる世帯 ②令和5年度住民税が確認できない者を含む世帯

4 事業費

48,989千円

内訳) 給付金: 37,500千円

事務費: 11,489千円

5 実施スケジュール

時期	項目
2月下旬	税情報等のデータ抽出
3月上旬	コールセンターの設置
3月5日	区HP及び広報千代田にて周知
3月中旬	通知型世帯に通知書を送付し口座へ振込 プッシュ型世帯に確認書を送付
6月20日	確認書・申請書提出期限

食品放射性物質検査の終了について

1 検査開始の経緯

千代田保健所では、平成23(2011)年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染が疑われる食品について、平成25(2013)年1月より、区民の食の安全、安心の確保を目的として、区民持ち込み食材の検査を、無料で実施してきた。

2 検査の概要

(1) 検査機器

NaIシンチレーション検知器(データ処理用PC及びプリンター含む)

※機器は、消費者庁および独立行政法人国民生活センターから無償貸与された。

(2) 検査対象核種

放射性セシウム134及び137

(3) 検査対象食品及び検査基準値

対象食品：一般食品(飲料水、牛乳及び乳児用食品を除く)

基準値：100Bq/kg

※測定値が50Bq/kgを超える検体は、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を、検査可能機関に依頼し、測定値を確定する必要があった。

3 検査終了期日

令和6年3月27日(水)(検査受付日)

4 終了理由

(1) 貸与された検査機器は、導入後10年以上経過した。付属品(データ処理用PC、プリンター)も含めて、耐用年数(5年)を大幅に超過していること。

(2) 検査依頼数が減少し、過去3年間で1検体のみであったこと。

(3) 平成25年1月から合計64件(令和5年12月末時点)の検査について、50Bq/kgを超える検体が、なかったこと。

(4) 平成27年度以降、基準値を超える食品の市中流通は、確認できないこと。

5 過去の検査結果の公表について

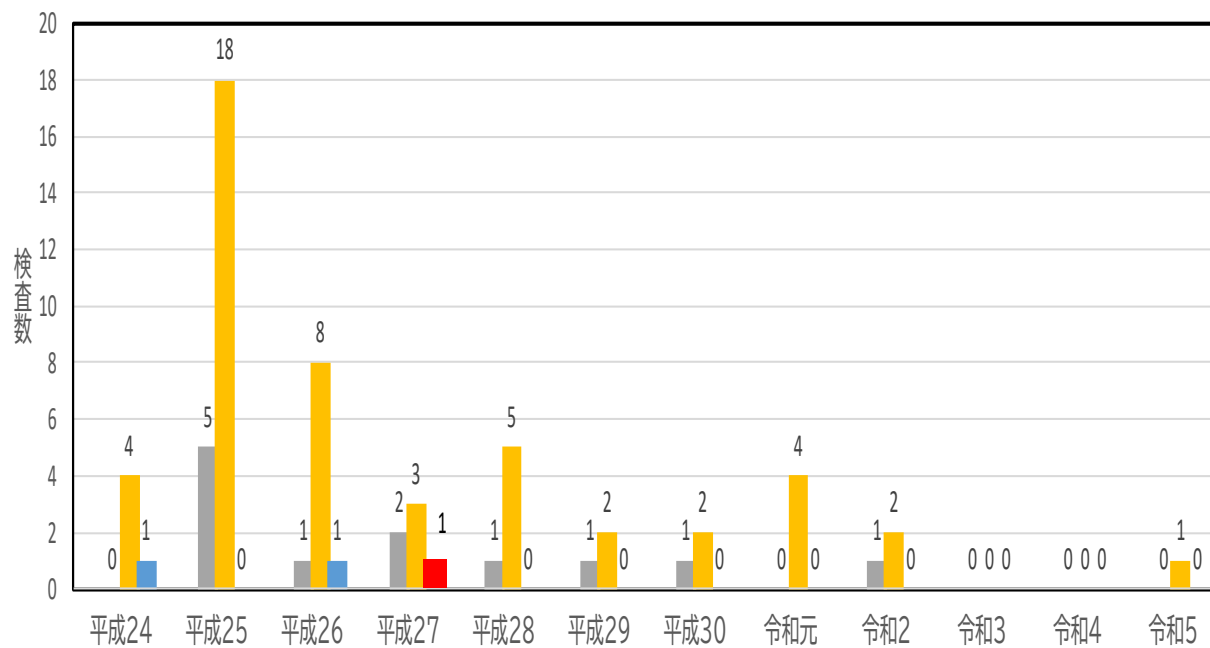
今まで、持ち込みによる食品の放射性物質検査の結果は、区ホームページ災害対策・危機管理課のページで公表していたが、当該課におけるHP改編により削除される予定の為、今後は、生活衛生課のページで掲載を継続する予定である。

(参考資料) これまでの検査結果一覧

食品放射性物質検査結果 (平成24年度～令和5年12月末現在)

放射性セシウム (Bq/kg)	年度													合計
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5		
25 ≤ A ≤ 50	0	0	0	1*	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
検出下限値 ≤ A < 25	0	5	1	2	1	1	1	0	1	0	0	0	12	
A < 検出下限値	4	18	8	3	5	2	2	4	2	0	0	1	49	
参考値 (検体量不足等)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
検査件数 計	5	23	10	6	6	3	3	4	3	0	0	1	64	

※ワラビ 34Bq/kg (福島県いわき市 市場流通品ではありません)



放射性セシウム検出値(Bq/kg)

■ 25 ≤ A ≤ 50 ■ 検出下限値 ≤ A < 25 ■ A < 検出下限値 ■ 参考値(検体量不足等)

放射性セシウムの食品衛生法基準値

食品群	基準値(Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50